

南保健センター電話交換設備借受現契約について

No.	項目	内容
1	<p>仕様書 9 (3)「既存の電話交換機、電話機等一式は、撤去後、当センターが指定する場所へ運搬すること」の記載について</p> <p>1 令和 3 年 4 月～契約分の電話機の撤去については、負担するものはないか。</p> <p>2 指定する場所とはどこになるのか。</p>	<p>1 現在使用中の既存の電話機についての記載であり、令和 3 年 4 月以降契約分については対象外です。</p> <p>2 庁舎内の賃借人が指定する場所を想定しております。</p>
2	<p>仕様書 8 「契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る歳出予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。」とあるが、実際に解除した事例はあるか。</p>	<p>南保健センターで把握している限りでは、そういった事例はありません。</p>